

沿岸広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年3月8日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 水海大渡線
- 2 供用開始の区間 釜石市両石町第4地割42番22地先から43番36地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成31年3月8日から同年4月8日まで